平成２５年（再イ）第４４号
熊本県宇土市上網田町688番地
再生債務者　原田　耕造
1　決議に付する再生計画案　平成26年４月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月９日まで
平成26年４月23日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再イ）第１３号
茨城県日立市鮎川町５丁目11番39号
再生債務者　永山　政之
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月14日まで
平成26年４月23日　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（再イ）第１号
青森県東津軽郡平内町大字松野木字家岸５番地
再生債務者　八戸　範明
1　決議に付する再生計画案　平成26年４月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月21日まで
平成26年４月23日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第１８号
兵庫県明石市魚住町長坂寺441番地の29
再生債務者　森下　　裕
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月23日まで
平成26年４月22日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２６年（再イ）第１号
新潟県柏崎市新橋15番11号
再生債務者　宮田真奈美
1　決議に付する再生計画案　平成26年４月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月15日まで
平成26年４月24日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２３年（再イ）第２号
徳島県海部郡海陽町奥浦字新町74番地３
再生債務者　久佐木　襄
1　決議に付する変更再生計画案　平成26年３月24日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成26年５月19日まで
平成26年４月21日　徳島地方裁判所阿南支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号
青森市大字浦町字奥野334番地31
再生債務者　伊香　智貴
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月14日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月21日から平成26年６月４日まで
青森地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再ロ）第１号
奈良県宇陀市大字陀小附775番地の５
再生債務者　池本　　節
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月19日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月26日から平成26年６月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（再ロ）第１号
大阪府松原市柴垣２丁目１番37号
再生債務者　黒田　雅彦
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月20日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月27日から平成26年６月10日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第３号
大阪府吹田市江田西４丁目14番１―707号
再生債務者　福田　時夫
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月23日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月28日から平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

公立学校共済組合役員の退職及び就職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づき、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。

平成26年５月２日

公立学校共済組合理事長　玉井日出夫

（退職）　理事　広瀬　　淳
平成26年３月31日付け

（就職）　理事　橋本　幸夫
平成26年４月１日付け

公立学校共済組合定款の一部変更について

公立学校共済組合定款（昭和三十七年十一月三十日制定）の一部を次のように変更する。

平成二十六年三月三十一日　公立学校共済組合理事長　玉井日出夫

第二十一条中第六号を第七号とし、第五号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員に該当するもの

第二十八条第一項第一号中「千分の六・一〇」を「千分の六・〇八」に、「千分の四十八・〇二」を「千分の四十七・九二」に、「千分の五十三・四八」を「千分の五十三・五八」に改め、同項第二号中「千分の四・八八」を「千分の四・八六」に、「千分の三十八・四二」を「千分の三十八・三四」に、「千分の四十二・七八」を「千分の四十二・八六」に改め、同条第二項第一号中「千分の二・六〇」を「千分の三・四四」に改め、同項第二号中「千分の二・〇八」を「千分の二・七五」に改める。

第二十八条の二第一項第二号中「千分の百十三・七〇」を「千分の百十三・六六」に改める。

第三十二条中「業務経理」の下に「、退職等年金給付業務経理」を加える。

第三十三条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第一号中「七百四十五円」を「九百二十円」に改め、第二号中「九百五円」を「千二十円」に改める。

附則第五項中「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）の公布の日から施行令附則第十一条の二に規定する日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第十四項第一号中「千分の六・一〇」を「千分の六・〇八」に、「千分の四・八六」を「千分の四・八四」に改め、同項第二号中「千分の二・六〇」を「千分の二・四四」に、「千分の二・〇八」を「千分の二・七五」に改める。

附　則

1　この変更は、平成二十六年四月一日から実施する。ただし、附則第五項の改正規定は同年七月一日から、第三十二条の改正規定及び附則第三項の規定は平成二十七年十月一日から実施する。

2　平成二十七年九月三十日までの間、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十六条に規定する退職等年金給付に係る事業の実施に必要な準備行為を行うため、当該準備行為に関する取引を経理するための経理単位として退職等年金給付準備業務経理を設ける。

3　前項に規定する退職等年金給付準備業務経理に係る権利及び義務は、平成二十七年十月一日において退職等年金給付業務経理が承継する。